

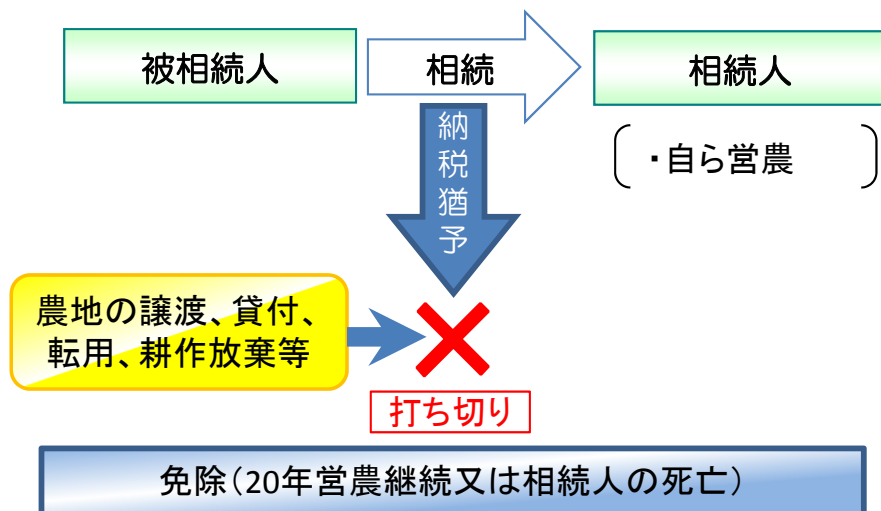
〈平成21年度税制改正〉

○ 農地に係る相続税の納税猶予制度の見直し(特定貸付け)

従来の制度の概要

- 相続税の納税猶予においては、自ら農業を営むことが前提条件(貸付地への適用は不可)

- ・被相続人の経営農地を相続し、相続人自ら農業経営を行う場合に相続税の納税を猶予。
- ・相続人が死亡又は20年間営農を継続したときに免除。
- ・免除となる前に譲渡、貸付け、転用等を行った場合には、納税猶予は打ち切り。



改正の概要

【21年12月15日から適用】

- 相続人が、相続税が免除される前に営農を停止し、他の農業者に貸付け(※)を行った場合も納税猶予を継続

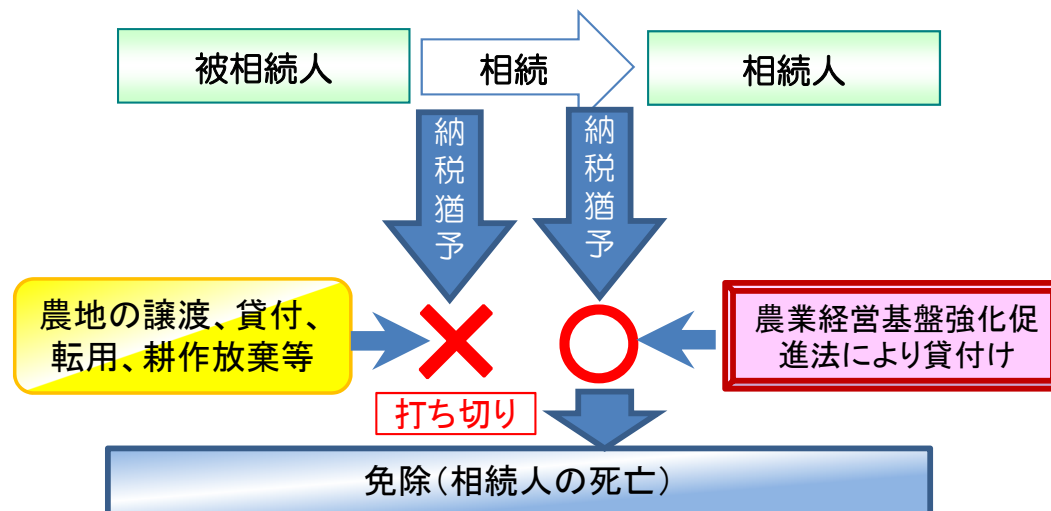
- ・上記改正と併せ、20年営農継続による免除は廃止し、終身農地としての利用を継続することに変更。

(注)上記改正は、市街化区域外の農地に適用。

- ※ 農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付けに限る。

- ① 農地保有合理化事業
- ② 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

注:①の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。



○ 農地に係る贈与税の納税猶予の特例等の創設(特定貸付け)

現行制度の概要

○ 相続税の納税猶予においては、平成21年改正により特定貸付けを行った場合に納税猶予が継続する特例について既に措置済み。

○ これまで、贈与税については、こうした特例措置がなかった

農業者が経営農地の全部を一括して相続人となると目される人に贈与した場合に、贈与税の納税を猶予。
受贈者が営農を継続しなければ納税猶予は打ち切り。
〔 営農を継続していれば、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡した時に免除 〕

改正の概要

【24年4月1日から適用】

受贈者が贈与者の生存中に営農を停止(※)し、他の農業者に特定貸付けを行った場合でも納税猶予を継続。

(※) 納税猶予の適用に係る贈与税の申告期限から農地等の貸付けを行うまでに10年(貸付け時に65歳未満である場合には、20年)以上営農を継続することが必要。

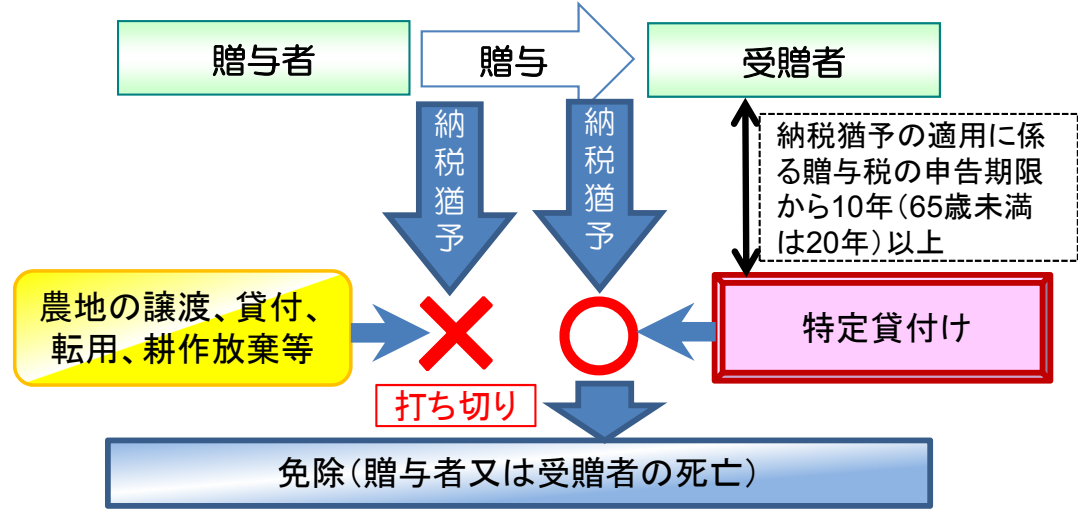
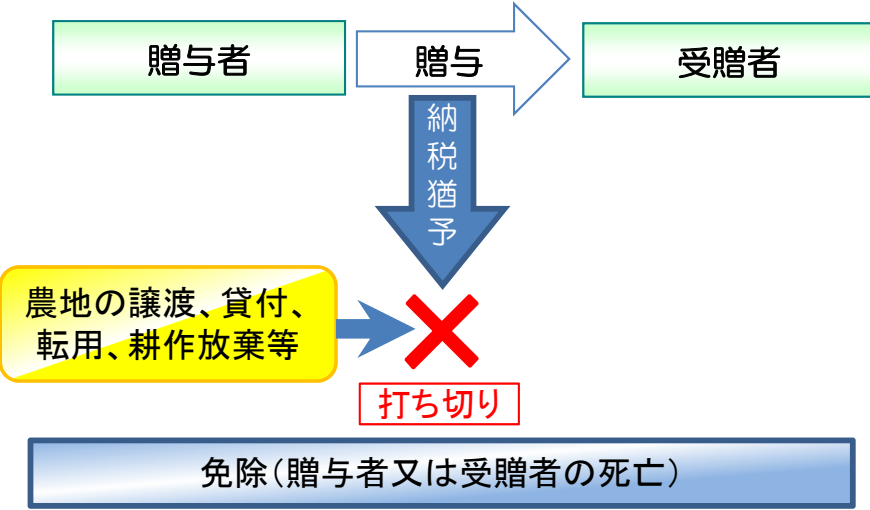
【特定貸付け】

農業経営基盤強化促進法に基づく次の事業による貸付け

- ① 農地保有合理化事業
- ② 利用権設定等促進事業(農用地利用集積計画)

注:①の貸付けには農地法第3条許可による貸付けも含む。

➤ この特例を受けるためには、貸付けから2ヶ月以内に税務署に所定の届出を行うことが必要



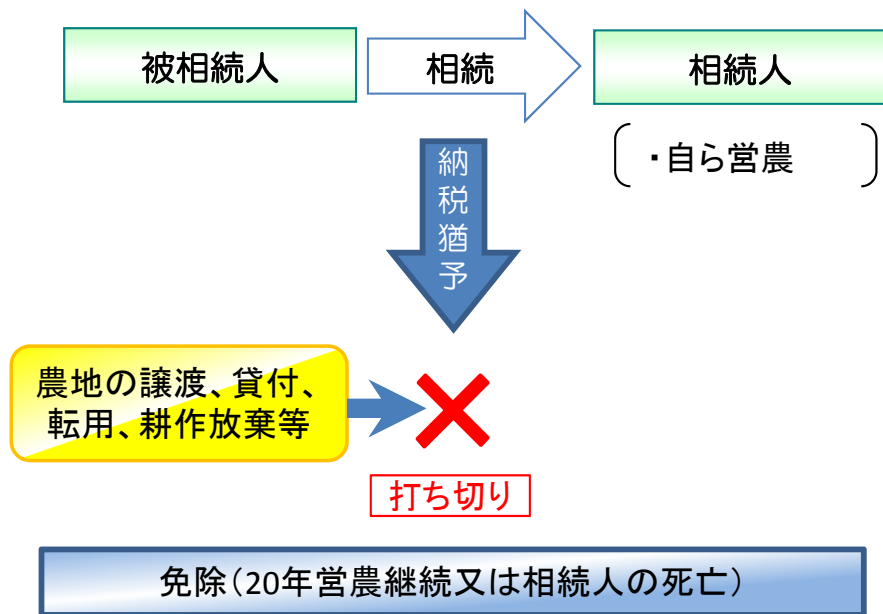
〈平成21年度税制改正〉

○ 農地に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度の見直し(営農困難時貸付け)

従来の制度の概要

- 相続税及び贈与税の納税猶予においては、自ら農業を営むことが前提条件(貸付地への適用は不可)

- ・被相続人の経営農地を相続し、相続人自ら農業経営を行う場合に相続税の納税を猶予。
- ・相続人が死亡又は20年間営農を継続したときに免除。
- ・免除となる前に譲渡、貸付け、転用等を行った場合には、納税猶予は打ち切り。



改正の概要

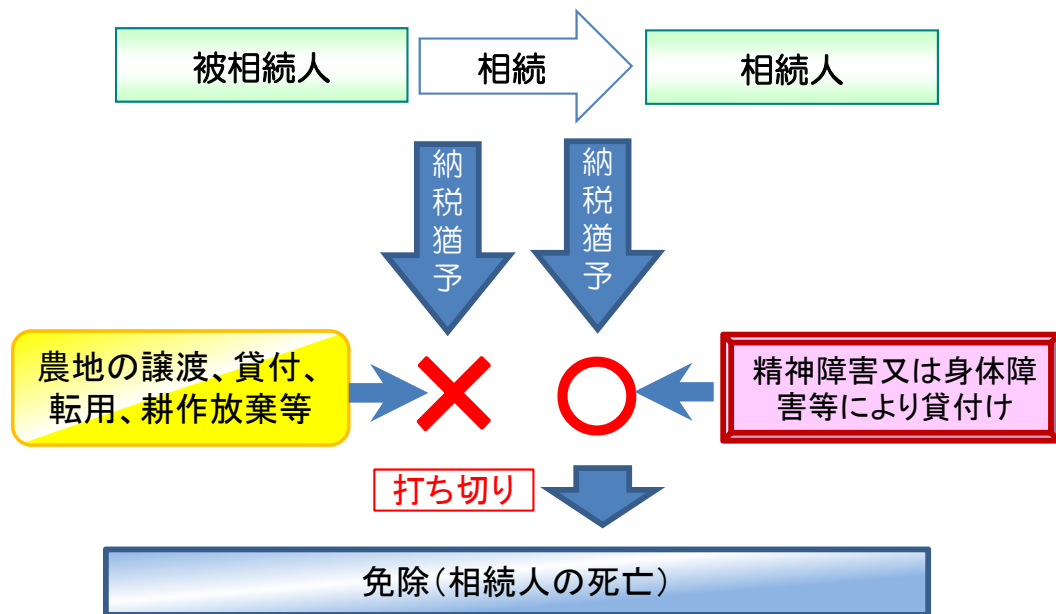
【平成21年12月15日から適用】

- 相続人が、相続税が免除される前に精神障害又は身体障害等(※)により営農が困難となり、他の農業者に貸付けを行った場合も納税猶予を継続

(注) 上記改正は、市街化区域内の農地にも適用。

※ 精神障害又は身体障害等の基準

- ① 精神障害者保健手帳(障害等級が1級のもの)の交付
- ② 身体障害者手帳(身体上の障害の程度が1級又は2級のもの)の交付
- ③ 介護保険制度の被保険者証(要介護状態区分が5)の交付
- ④ 障害等により、農業に従事することが出来なくなった故障として市町村長の認定を受けている場合



農地の相続税の納税猶予制度の見直し内容について

| | 一般農地(市街化区域外) (転用するためには許可が必要) | 市街化区域内の農地 (届出をすれば転用可能) | | |
|---|--|------------------------|---|-------|
| | | 三大都市圏特定市 | | その他 |
| | | 生産緑地 | 自作農地 | |
| 対象農地 | 自作 →自作農地 + 農業経営基盤強化促進法による貸付農地 〔 ・納税猶予の適用を受けている農地を貸し付けても猶予が打ち切られない(特定貸付け) ・既に基盤法に基づき貸し付けられている農地への適用が可能となる 〕 | 自作農地 | 自作農地 | 適用対象外 |
| 免除事由 | 20年自作で納税免除 →自作又は農業経営基盤強化促進法による貸付けにより農地としての利用を終身継続(20年間の営農義務は免除) 〔 〈既適用者に対する経過措置〉 ・既に納税猶予の適用を受けている農地について、引き続きそのすべてを自作する場合には、従来どおりの要件(20年自作)を適用 ・適用対象農地を貸し付けることも可能(この場合、適用対象農地すべてについて農地としての利用を終身継続する必要) 〕 | 20年自作で納税免除 | 終身自作で納税免除 | |
| 身体障害等により恒久的に営農が困難となった場合※ | 貸付けや耕作放棄した場合は猶予打ち切り →身体障害等やむを得ない事情により恒久的に営農が困難となった場合(注)のは、手法を問わず貸し付けても猶予継続(一般農地については、農業経営基盤強化促進法による貸付が行えない場合に適用)〔既適用者にも適用〕 (注)身体障害等やむを得ない事情により恒久的に営農が困難な場合とは、次に該当する場合をいいます。 ①身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けること、②精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けること、③介護保険の要介護5の認定を受けること 〔 疾病等のやむを得ない事情により一時的に営農できない場合については、納税猶予を継続する旨を国税庁通知で明確化。〔既適用者にも適用〕 〕 | | | |
| 農地利用目的の20%超の譲渡 | 適用農地面積の20%超を譲渡した場合は、納税猶予のすべてが打ち切り →農用地区域内の農地を農業経営基盤強化促進法により譲渡した場合は、20%超を譲渡しても譲渡部分のみ打ち切り〔既適用者にも適用〕 | すべて打ち切り | すべて打ち切り | |
| 利子税※ 〔 納税猶予が打ち切られた場合、猶予税額に加え納付する必要 〕 | 年4.0% →終身利用の農地についての納税猶予が打ち切られた場合には、年2.1%(H22年)〔既適用者にも適用〕 | 年4.0% | 年4.0% (終身自作要件) →年2.1%(H22年)〔既適用者にも適用〕 | |

「→〇〇」は、見直し後の内容

※「身体障害等により恒久的に営農が困難となった場合」及び「利子税」については、贈与税の納税猶予制度についても同様の見直し。